

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 114

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.114

全北海道教職員組合

2020.1.22

変形労働制規則等について、道教委と1回目の交渉⑤

「インターバル規制」は、在校等時間で計測する しかし、時間の規制が曖昧で、歯止めにならない

●1年単位の変形労働時間制を導入する場合は、「インターバル規制」を講じること

1年単位の変形労働時間制を導入する場合に、教育委員会が講ずべき措置として、国の指針には「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること」と規定されています。いわゆる「インターバル規制」です。

この「インターバル規制」について、道教委は、当初、教員の時間外勤務は「在校等時間」であり、労働基準法上の「労働時間」とは異なるため、インターバル規制の対象とはならないことを理由に、正規の勤務時間で規制することとする方向で検討を進めており、以前のニュースでもお知らせしていました（「止めよう! 変形労働制」ニュース№95参照）。在校等時間（時間外勤務）が規制の対象とならなければ、「インターバル規制」の意味がありません。

また、変形労働制の条例についての交渉（11月）では、確保しなければならない休息時間の具体的な目安を示しませんでした。

●「インターバル規制」の休息時間などについて、道教委の回答

交渉では、「インターバル規制」について、①休息時間はどれだけ確保するのか質問し、②正規の勤務時間ではなく在校等時間によって規制することを求めました。

《道教委の回答》

- ① 具体的な時間数は一律に定められておらず…総合的に勘案し…必要な時間数を確保することとなるが、厚生労働省の報告書「8時間、9時間、10時間、11時間及び12時間などの時間設定が考えられる」の時間を目安とするよう周知する。
- ② 「終業から始業まで」とは、在校等時間の始まりと終わりを指す。

●休息時間の規制が曖昧であり、具体的に示すよう、検討を求める

②については、私たちの要求を受け止め、在校等時間による規制をすると回答しました。正規の勤務時間による規制では、全く意味がありませんので、在校等時間によって規制すべきという道教組の要求を道教委が認めたのは、当然です。

一方、①の休息時間の規制は「8時間、9時間、10時間、11時間及び12時間」を目安とすると回答しました。こんな曖昧な目安では、歯止めとして機能せず、意味がありません。移動時間や生活時間を考慮すれば、11時間は必要であり、休息時間を具体的に示すよう検討を求めました。